

吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、関係法令に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項(一般廃棄物の処理及び産業廃棄物再生利用業の指定に係る事項を除く。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び法に基づく命令の例による。

(許可証等の書換え)

第3条 市長は、産業廃棄物処理施設設置・変更許可証又は産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証を交付した者から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第12条の10の2の変更の届出があった場合において、その記載事項に変更があったときは、その書換えを行うものとする。

(許可証等の再交付の申請)

第4条 産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証、特別管理産業廃棄物処分業許可証若しくは産業廃棄物処理施設設置・変更許可証又は産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の交付を受けた者は、許可証又は認定証を亡失し、又は著しく損傷したときは、損傷の場合にあっては、損傷した許可証又は認定証を添えて、許可証又は認定証の再交付を市長に申請することができる。

2 許可証又は認定証の再交付を受けた者は、亡失した許可証又は認定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(許可証等の返納)

第5条 産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したことにより許可が効力を失ったとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 新たに許可証の交付を受けたとき。

2 産業廃棄物処理施設設置・変更許可証の交付を受けた者は、許可を取り消されたときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

3 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに認定証を市長に返納しなければならない。

(1) 認定の有効期間が満了したとき。

(2) 認定を取り消されたとき。

(3) 認定に係る産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消されたとき。

(指定区域台帳等の閲覧)

第6条 法第15条の18第3項又は第19条の12第3項の規定による産業廃棄物に係る指定区域台帳又は届出台帳の閲覧をしようとする者は、閲覧請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第7条 法及び法に基づく命令に規定する書類の提出部数は正本1通及び副本1通とし、この規則に規定する書類の提出部数は正本1通とする。ただし、次の各号に掲げる書類の提出部数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省令第8条の4の5及び第8条の17の2の計画書 正本1通

(2) 省令第8条の4の6、第8条の17の3及び第8条の27並びに省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の11第1項の報告書 正本1通

(3) 法第15条第2項の申請書 正本1通及び副本5通(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設の設置に係る申請にあっては、正本1通及び副本20通)

(4) 省令第12条の11第1項の届出書 正本1通及び副本2通

(申請書等の様式)

第8条 この規則に規定する申請書等の様式は、環境部長が定める。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。